

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和3年5月11日（火） 午後2時から 午後2時35分 まで
開催場所	あま市役所甚目寺庁舎 2階 大会議室
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長あいさつ 2 委員紹介 3 会長の選出について 4 議事録署名委員の指名について 5 議題 あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 6 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給状況等について (2) その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ○次第 ○委員名簿 ○配席図 ○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 資料1 概要、改正文、新旧対照表 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免制度比較表 資料2 ○新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給状況等について 資料3 ○関係用語・定義集
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	木下委員、横井委員、伊藤委員、渡邊委員、藤井委員、山田委員、村上委員
欠席委員	富田委員、井村委員、小野委員
事務局	<p>【市民生活部】 長谷川部長</p> <p>【保険医療課】 上村課長、寺澤主幹、近藤課長補佐、澤田課長補佐</p>

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回あま市国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>なお、富田委員、井村委員、小野委員から、本日欠席される旨のご連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日の協議会は『あま市審議会等の会議の公開に関する要綱』第3条に基づき、公開で開催いたします。また、同要綱第7条に基づき、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市の公式ウェブサイトへ会議録等を掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に添って進めさせていただきます。</p> <p>始めに、あま市長の村上から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	市長あいさつ
事務局	<p>続きまして、2の「委員紹介」でございます。新任期第1回目の協議会となりますので、委員の皆様のお名前を紹介させていただきます。</p> <p>まず、被保険者を代表する委員として、木下万里子委員でございます。横井広光委員でございます。伊藤龍男委員でございます。</p> <p>続きまして、保険医又は保険薬剤師を代表する委員として、あま市医師代表の富田悦充委員でございます。あま市歯科医師連絡協議会代表の渡邊剛委員でございます。あま市薬剤師代表の藤井雅臣委員でございます。</p> <p>続きまして、公益を代表する委員として、あま市民生委員児童委員協議会長の井村なを子委員でございます。あま市商工会長の山田精二委員でございます。あま市女性の会会長の村上千代子委員でございます。</p> <p>最後に、被用者保険等被保険者を代表する委員として、全国健康保険協会愛知支部の小野淳悟委員でございます。</p> <p>委員の皆様のご紹介は以上でございますが、事務局についても紹介させていただきます。市民生活部長の長谷川です。保険医療課長の上村です。課長補佐の近藤です。課長補佐の澤田です。最後に私、主幹の寺澤と申します。</p> <p>事務局の紹介は、以上となります。</p> <p>本日の協議会は、委員10人中7人の委員のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、成立しています。</p> <p>また、本協議会につきましては、会長が議長となり議事を進行するところでございますが、任期最初でございますので、まだ会長が選出されておられません。会長が選出されるまでの間は、市長に議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、議長を務めます。</p> <p>3の「会長の選出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元の委員名簿をご覧ください。協議会の会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条第1項で、公益を代表する委員の中から選出すると規定されておりますので、委員名簿の区分欄の下から二段目「公益代表」委員からご選出していただくこととなります。</p>

市長	事務局の説明では、公益を代表する委員の方から選出していただく、ということでございます。 それでは、山田委員、村上委員、本日ご欠席の井村委員の中から、ご選出させていただきますようお願いいたします。
村上委員	会長には、あま市商工会長の山田精二委員を推薦したいと思います。
市長	ただいま、山田委員を会長に、との村上委員の推薦がございましたが、委員の皆様、ご異議ございませんか。
	【異議なし】
市長	ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、あま市国民健康保険運営協議会会長には、山田委員が選出されました。 これをもちまして、議長の職を山田会長に替わらせていただきます。
事務局	山田会長、会長席にお移りください。
事務局	それでは、山田会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	会長あいさつ
事務局	ありがとうございました。 ここで、市長は公務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。
事務局	それでは、山田会長、以降の議事進行につきまして、よろしく願いいたします。
会長	では、着座にて進めますので、よろしくお願いいたします。速やかな議事進行に、皆様方のご協力をお願いします。 4の「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。議事録署名者は、協議会規則第9条により会長指名となっています。本年度の議事録署名者には横井委員と村上委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。
両委員	【了承】
会長	ありがとうございます。 続いて、5の「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。なお、この議題は市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、事務局の説明を、よろしくお願いいたします。
事務局	【議題について説明】
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。

渡 邊 委 員	減免の申請期限ですが、やむを得ない理由がある場合はその限りでない、とただし書きがありますが、どのような事例が該当となりますか？
事 務 局	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から外出を控えた場合や、災害など申請者自身の責めに帰すことができない事由がある場合を想定しています。
渡 邊 委 員	令和2年度の減免申請で、やむを得ない理由で期限後に受け付けた事例はありましたか？
事 務 局	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請期限前後の外出を控えていた方の申請を受け付けた事例がございました。
渡 邊 委 員	国からの財政支援ですが、令和2年度は減免を行った国民健康保険税の全部、令和3年度は一部となっています。減免による減収分について、令和2年度は全て国から補助されるということだと思いますが、令和3年度は、補助を受けられない金額は、市からの補助を受けることになりますか？
事 務 局	委員の仰るとおりで、国の財政支援を受けられない金額は、あま市の一般会計からの繰り入れにより、補てんしていただくことになります。
渡 邊 委 員	資料に令和2年度の減免実績が示されていますが、この実績から令和3年度の減免額や、一般会計からの繰入額を見込むことはできますか。
事 務 局	現時点では令和3年度の減免額を見込むことは難しいので、減免額を令和2年度と同程度と仮定した場合、国からの財政支援の割合は10分の2となるため、残る10分の8を一般会計から補てんしていただくことになります。
会 長	他にご意見等はございませんか。 ご意見等はないようですので、委員の皆様にお諮りします。当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
会 長	異議なしと認めます。よって「あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。
会 長	続きまして、6の（1）「新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給状況等について」でございますが、事務局の説明を求めます。
事 務 局	【議題について説明】
会 長	ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
事 務 局	特にご意見等も無いようでございます。 それでは、（2）の「その他」でございますが、ここまでの全体を通じまして、委員の皆様方からご質問等はございませんでしょうか。

事務局	特にご意見等も無いようでございますので、これもちまして本日の協議会を終了します。
-----	--

【開始時間 午後2時00分】

【終了時間 午後2時35分】

上記の会議録が、令和3年5月11日に開催された、令和3年度第1回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和3年5月11日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 横 井 広 光

議事録署名者 村 上 千 代 子